

実習中のインフルエンザ罹患時の対応

インフルエンザとはインフルエンザウイルスによって引き起こされる呼吸器感染症で、普通の風邪とは全く違う病気です。症状は風邪と似ていますが、重症化すると死に至ることもある怖い病気です。インフルエンザが流行すると家族や友人だけでなく、病院に入院・通院されている患者様にも迷惑をかけ・院内感染に発展する恐れがあります。インフルエンザに罹患しないよう・蔓延させないよう各自が予防に努めなければなりません。

下記の症状がある場合は必ず保健管理室に報告してください。

* 突然の高熱(38~40度)

* 同時に悪寒、頭痛、背中や四肢の筋肉痛、関節痛、全身倦怠感等の全身症状



本人

★保健管理室に報告後、受診手続き(総合内科)。
★夜間等で保健管理室の者が不在の場合は事後報告とする。
★とにかく早期に医療機関を受診すること(発症後48時間以内の内服であれば症状を抑える効果がある)。

★インフルエンザに罹患している場合、出席停止(学校保健安全法の基準では解熱後2日を経過するまで)。

☆院内の感染状況把握のため氏名、実習場所等必要事項を保健管理室から感染対策室に報告します。

同一実習グループメンバー

★症状の観察(潜伏期は1~3日)
★無症状であってもマスク着用
★手洗い・うがいの励行

☆予防内服の検討のため、メンバーそれぞれの予防接種の有無を保健管理室から感染対策室に報告します。
☆予防内服対象者には個別に連絡します。



※同居家族が罹患した場合

★同居家族にインフルエンザ患者がおり、学生本人が感染している可能性が高い場合は、症状が無くてもマスク着用すること。
★手洗い・うがいの励行。症状が出現すれば即、受診すること。

* 院内でインフルエンザが蔓延している場合は、感染対策室よりマスク着用のポスターが張り出されます。

症状がなくても、実習に出る際は必ずマスクを着用!!

* 「咳エチケット」も忘れずに・・・

咳・くしゃみの際はティッシュ等で鼻と口を押さえる。

